

# 共済組合の事業

共済だよりは  
奇数月に  
発行します！

地方公共団体の職員や短時間勤務職員は、共済組合の「組合員」となります。

当組合では、組合員とその被扶養者が安心して生活できるよう、短期給付事業(医療保険)、長期給付事業(年金)、福祉事業(保健、貯金、貸付、物資)を行います。なお、短時間勤務職員(短期組合員)の年金は、日本年金機構の適用となります。

事業を行うために必要な費用として、給料及び期末手当等から短期給付・長期給付・保健事業の掛金が控除されます。各事業の詳細は当組合ホームページをご覧ください。

栃木県市町村職員共済組合

検索

## 短期給付事業(医療保険)

一般組合員等

短期組合員

保健課 ☎028-615-7816

組合員と被扶養者の病気やケガ、出産、死亡、休業などの給付を行います。

組合員には、組合員証(健康保険証)が交付されますので、氏名・性別・生年月日等に誤りがないか確認し、裏面に住所を記入してください。

医療機関を受診する際は、マイナ保険証もしくは組合員証を提示することで自己負担額が3割(70歳未満)となります。

なお、マイナ保険証を使用する場合は限度額適用認定証は不要です。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、組合員証は令和6年12月2日で原則廃止されます。

栃木県市町村職員共済組合	本人	令和〇年〇月〇日交付
組合員証(組合員)		
記号 899	番号	〇〇〇〇(枝番)〇〇
氏名 共済 太郎	性別 男	
生年月日 平成〇年〇月〇日		
資格取得年月日 令和〇年〇月〇日		
発行機関所在地 栃木県宇都宮市大通り二丁目3番1号		
保険者番号 32090417	発行番号	
名称 栃木県市町村職員共済組合	印	〇×××××

組合員証と併せて送付したジェネリック医薬品希望シールをご活用ください。

## 長期給付事業(年金)

一般組合員等

年金課 ☎028-615-7817

老齢、障害または遺族年金や民間の企業年金に相当する「退職等年金給付」の給付を全国市町村職員共済組合連合会と共同して行います。

## 福祉事業

保健:保健課 ☎028-615-7816

貯金・貸付・物資:総務課 ☎028-615-7805

組合員や被扶養者の健康の保持増進と福祉の向上を目的に、次の4つの事業を行います。

### 1 保健事業

一般組合員等

短期組合員

組合員と被扶養者の健康の保持増進、保養等を目的としています。

#### 疾病予防関係

- 人間ドック、PET検査助成
- がん検診・婦人科検診
- 血清クレアチニン検査助成 **新規事業**
- 歯科健康診断
- インフルエンザ助成
- 電話健康相談
- 禁煙サポート助成
- 救急薬品等配付
- 睡眠検査助成
- 40歳未満の組合員の受診勧奨 **新規事業**

#### 講座関係

- 健康セミナー(疾病予防・メンタルヘルス)
- ライフプランセミナー
- 健康料理教室(レシピのホームページ掲載)

#### 保養関係

- 宿泊施設利用助成
- レジャー施設利用割引
- 冬季レジャー施設利用割引

#### 図書関係

- 育児指導誌(出産から1年間)

#### 特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳までの組合員及び被扶養者を対象にメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防を目的に実施しています。

## 2 貯金事業

一般組合員等

短期組合員

年利1.20%(半年複利)

貯金加入者の積立金を運用し、その運用益を支払利息として還元します。

### <加入方法>

「貯金加入申込書及び印鑑届」を所属所の共済事務担当課へ提出してください。

### <積立方法等>

- 定例積立：毎月一定額を給与から控除します。
- 臨時積立：賞与から控除または個人振込により積立てできます。  
個人振込は毎月18日までに着金となるようお願いいたします。
- 預入限度額：3,500万円です。
- 払戻：1,000円単位で、15日・金融機関の未営業日の前日に送金します。

## 3 貸付事業

一般組合員等

短期組合員

事務手数料・保証料・抵当権の設定が不要!!

組合員が臨時に資金を必要とするときに貸付を行います。

- 借受資格：組合員期間1年以上となった日から利用できます。  
ただし、任期の定めのある組合員は、任期が終了する月までに償還することとなります。
- 申込期限：毎月5日です。
- 貸付金：金融機関の未営業日の前営業日に送金します。
- 償還：貸付金が送金された翌月より給与から控除します。

貸付利率年1.26%

令和6年5月1日現在

### 貸付種類

普通・住宅・医療・入学・修学・結婚・葬祭など

※貸付利率は、退職等年金給付の基準利率の区分に応じて変動します。

## 4 物資事業

当組合が契約している指定店から組合員とその家族が必要とする生活必需物資を購入する際、購入代金の立替えが受けられます。また、引受会社と団体契約し、万が一の場合に備えた保険も取扱います。

### 立替事業

一般組合員等

短期組合員

#### 立替利率

自動車物資 ..... 年1.0%  
一般物資 ..... 無利子

組合員の資格を取得した日から利用できます。

ただし、任期の定めのある組合員は、任期が終了する月までに償還することとなります。

指定店から自動車等を購入した場合、当組合が立替えをし、利用者は立替えた翌月より給与から控除して償還します。

また、一部の指定店では、「組合員証」を提示することで割引きを受けることができます。

### 遺族付加年金“きずな”

一般組合員等

(引受会社：明治安田生命)

万が一(死亡・高度障害)の場合や病気、ケガによる入院・手術等の保障が受けられます。

短期組合員を除く組合員を対象として、5月21日～7月26日にかけて募集をします。

パンフレットに自分で保険を組立てるシミュレーションシートを折り込んでいますので、ぜひご活用ください。

### 介護・認知症サポートプラン(団体総合保険) (引受会社：損害保険ジャパン)

一般組合員等

短期組合員

要介護2相当以上で一時金を支払います。全組合員を対象とし、9月～11月に募集をします。

### 移動の保険UGOKU (引受会社：損害保険ジャパン)

一般組合員等

短期組合員

栃木県では、令和4年7月1日から自転車保険への加入が義務化されました。

- 支払内容：相手のケガ・モノの賠償、自分のケガの治療、自転車の運搬費、帰りのタクシー代、万が一の時の弁護士相談費用など

右記2次元コードまたは [こちら](#) からいつでも申込みができ、保険料はクレジット決済による引落としになります。

代理店：株式会社栃木共済サービス 電話：028-688-8711 宇都宮市大通り2-3-1井門宇都宮ビル3階

家族全員で

月額980円



申し込みは  
こちら